

Actus Newsletter 地方公会計版

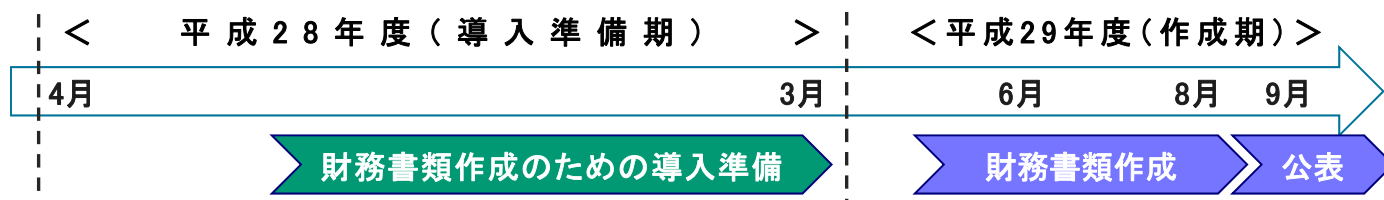
【財務書類作成】①全体スケジュール



■平成28年度より財務書類の作成が本格化します！！

平成27年1月23日、総務省より「統一的な基準による地方公会計マニュアル」が公表され、平成27年度から平成29年度までの3年間ですべての地方公共団体において財務書類等の作成を要請されています。これを受けて各地方公共団体においては、平成27年度から開始固定資産台帳の整備を進めているところですが、平成28年度より財務書類の作成準備が始まってきます。

財務書類の作成は、事前の「財務書類作成のための導入準備」と、毎年の「財務書類作成」に分けられます。「財務書類作成の導入準備」では開始貸借対照表の作成や連結対象団体の確認など、毎期の財務書類を作成するための、基準となる資料を作成していくこととなります。その後は、開始貸借対照表をもとに、「毎期の財務書類作成」を行うこととなります。平成29年度の財務書類を作成するため具体的作業のスケジュールは以下のとおりです。



※固定資産台帳整備がまだ済んでいない地方公共団体においては、平成28年度中の固定資産台帳の整備が必須となります。事前の「財務書類作成のための導入準備」と並行して進めるのがベターです。

■かんたんQ&A

Q1.財務書類作成とは、具体的に何を作成すればいいですか？

A 財務書類とは、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書の4つの書類をいいます。これらの書類を自治体単独と関連団体を含めた連結で作成しなければなりません。

Q2.財務書類作成に向けてどんな準備をすればいいですか？

A 財務書類作成のためには、①固定資産データの整備、②公会計システム導入検討、③開始貸借対照表の作成、④連結対象の選定と検証、⑤会計規則の制定などの準備が必要となります。これらの準備は、できれば平成28年度中に行った方がいいでしょう。まだ間に合います！

Q3.財務書類はいつまでに作成して、いつまでに公表すればいいですか。

A 総務省の研究会報告書によると、決算年度の翌会計年度の概ね8月末までの作成と、その後の検証を経て、9月末までの公表といった対応が望ましいとされています。

⇒次回は、『②導入準備』についてご説明していきます。

公会計
支援

アクタス税理士法人 / アクタスマネジメントサービス(株)

地方公会計支援チーム (一般社団法人地方公会計研究センター会員)

〒107-0052 東京都赤坂3-2-6 赤坂中央ビル7F

【TEL】0120-459-480 【MAIL】info@actus.co.jp 【HP】http://www.actus.co.jp